参考資料2

自然海浜保全地区及び藻場・干潟等の分布状況

紀伊水道

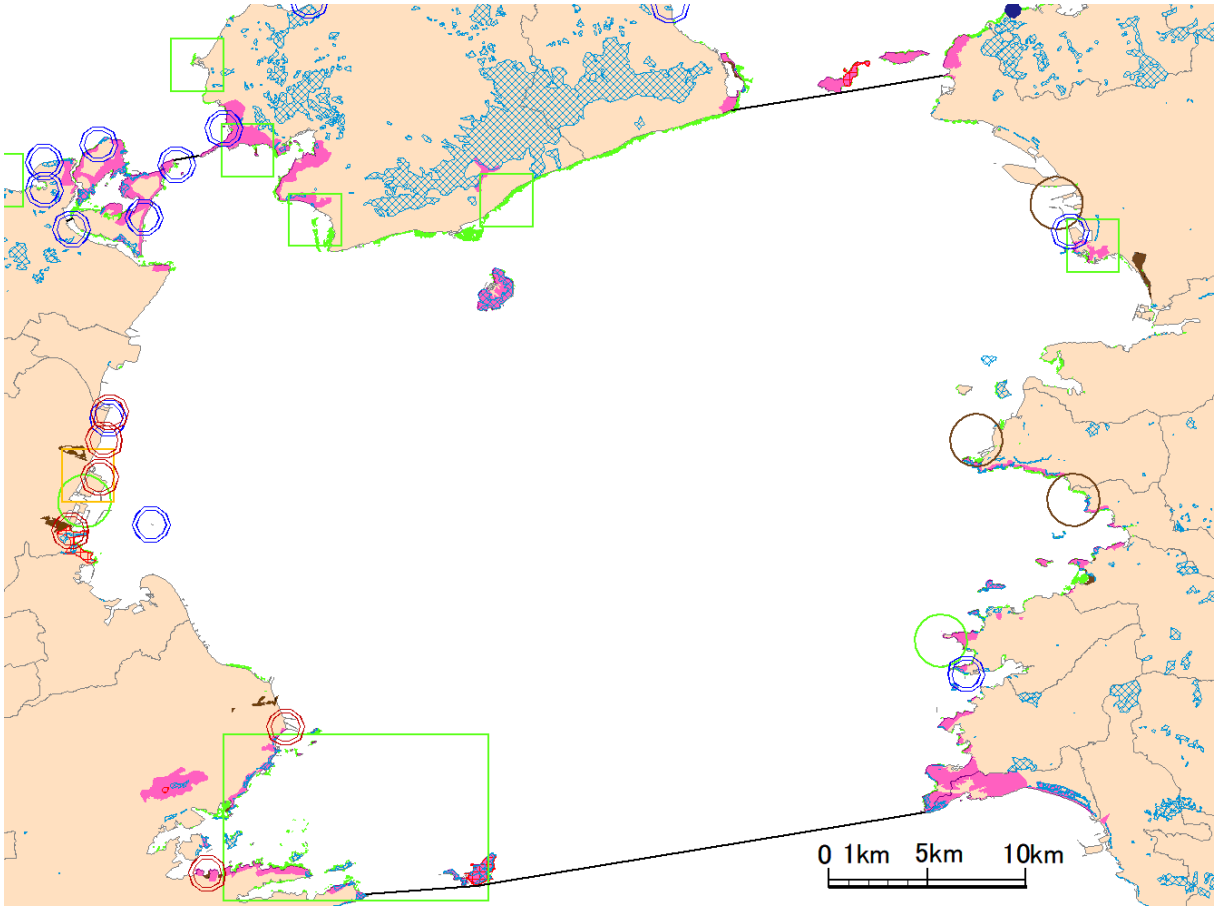

凡例			
	自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園） ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区（特別保護地区）		
	森林地域（保安林）		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業（藻場）
	環境修復事業（干潟）		環境修復事業（覆砂）
	環境修復事業（養浜）		環境修復事業（その他）
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(1) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布（紀伊水道）

大阪湾

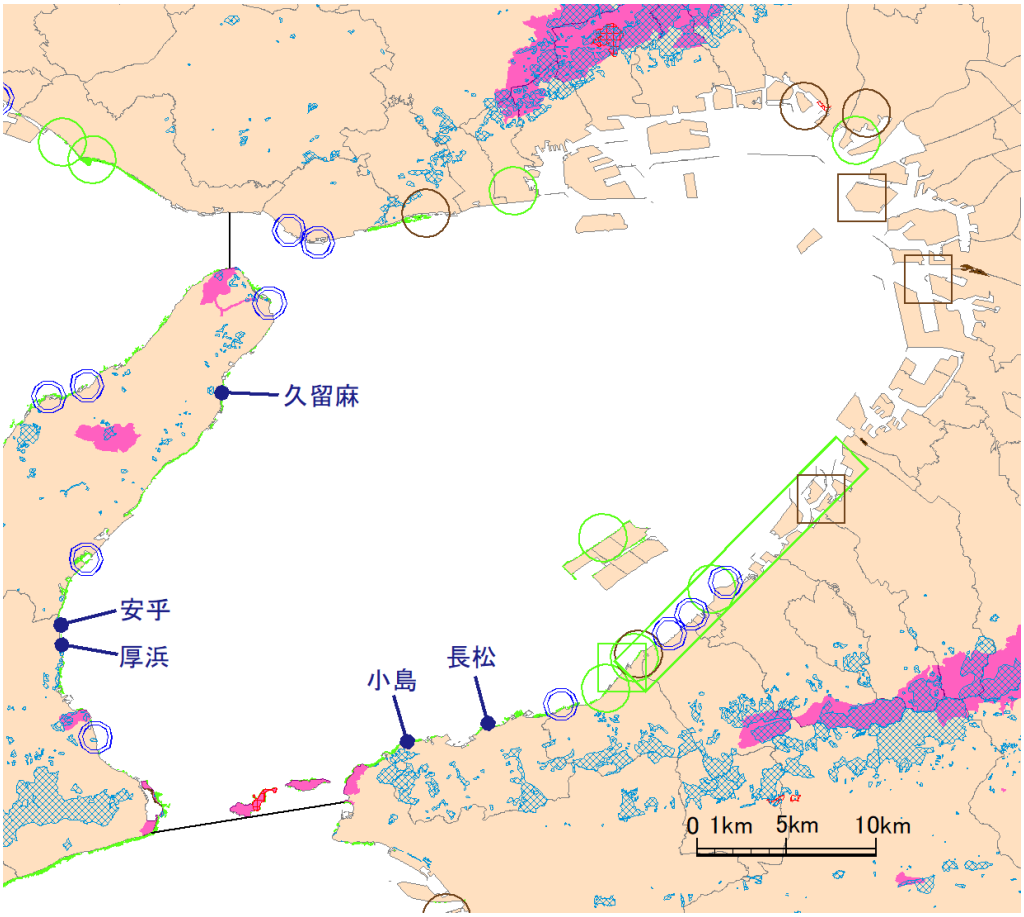

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(2) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(大阪湾)

播磨灘

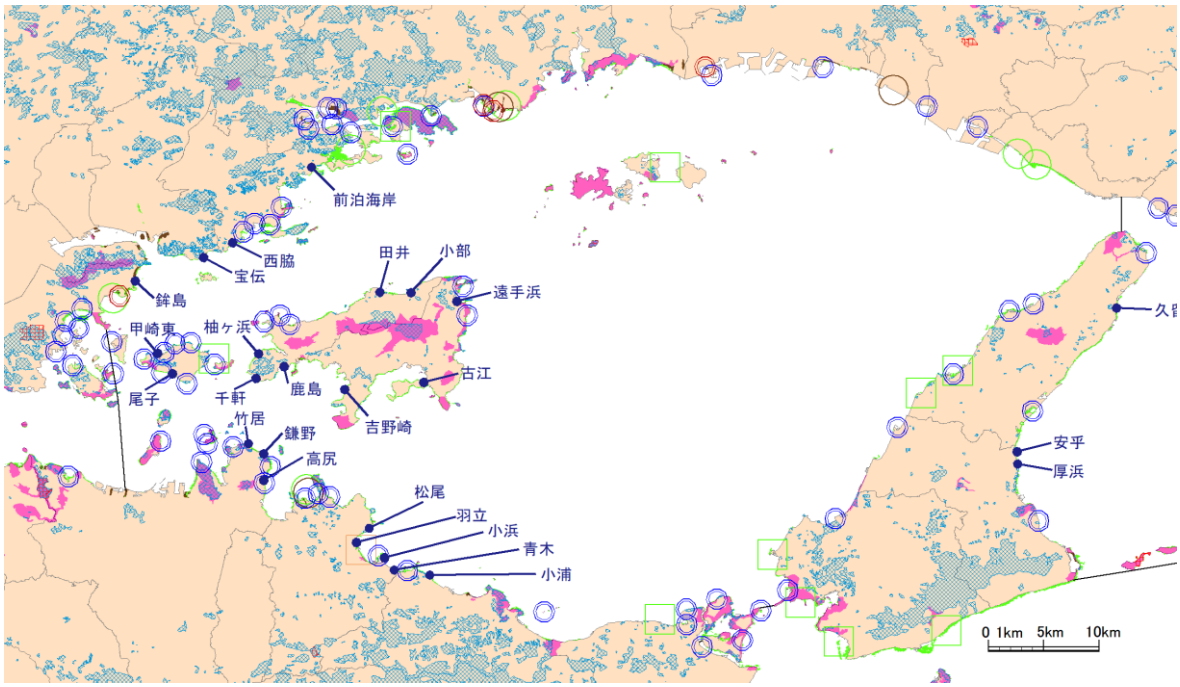

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(3) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(播磨灘)

備讃瀬戸

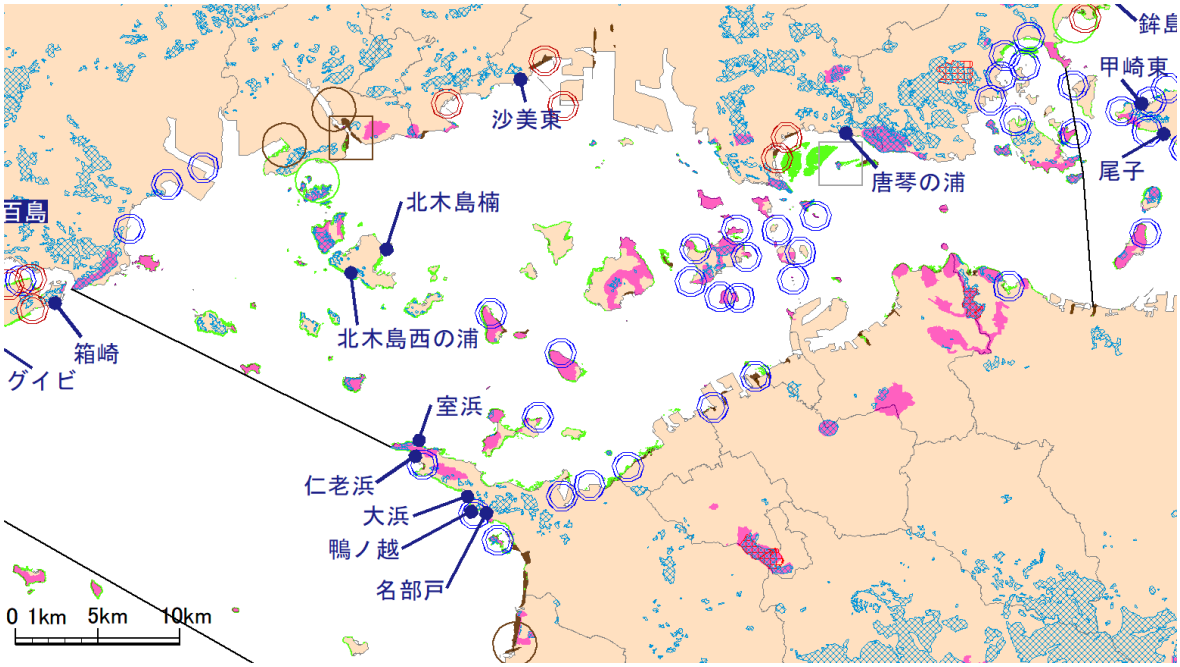

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(4) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(備讃瀬戸)

備後灘

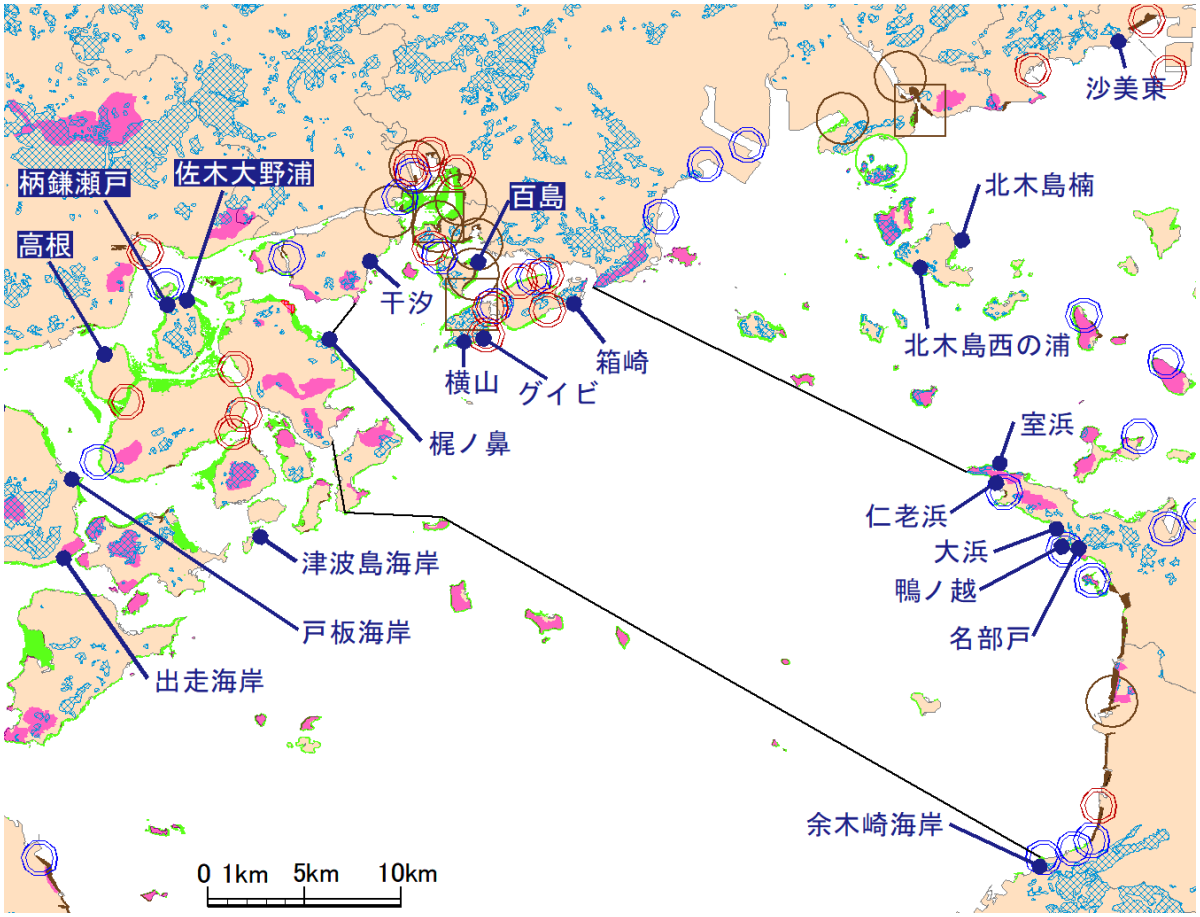

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(5) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(備後灘)

燧灘

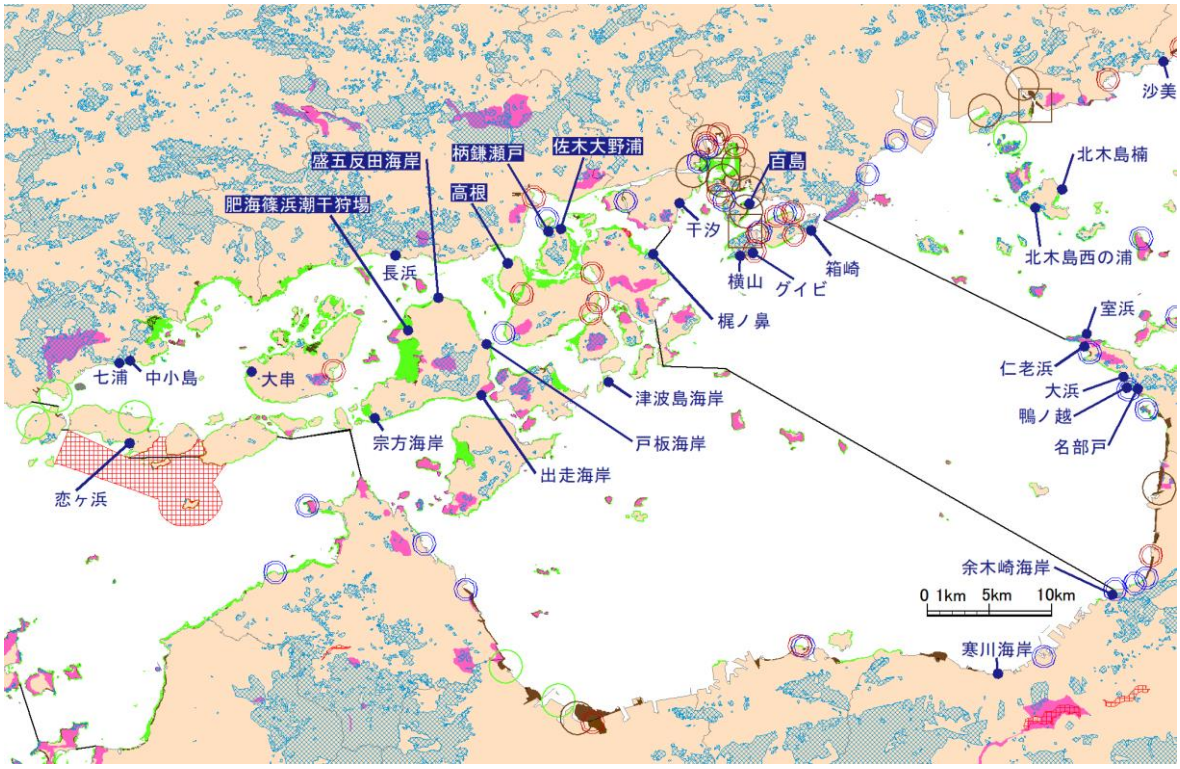

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(6) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(燧灘)

安芸灘

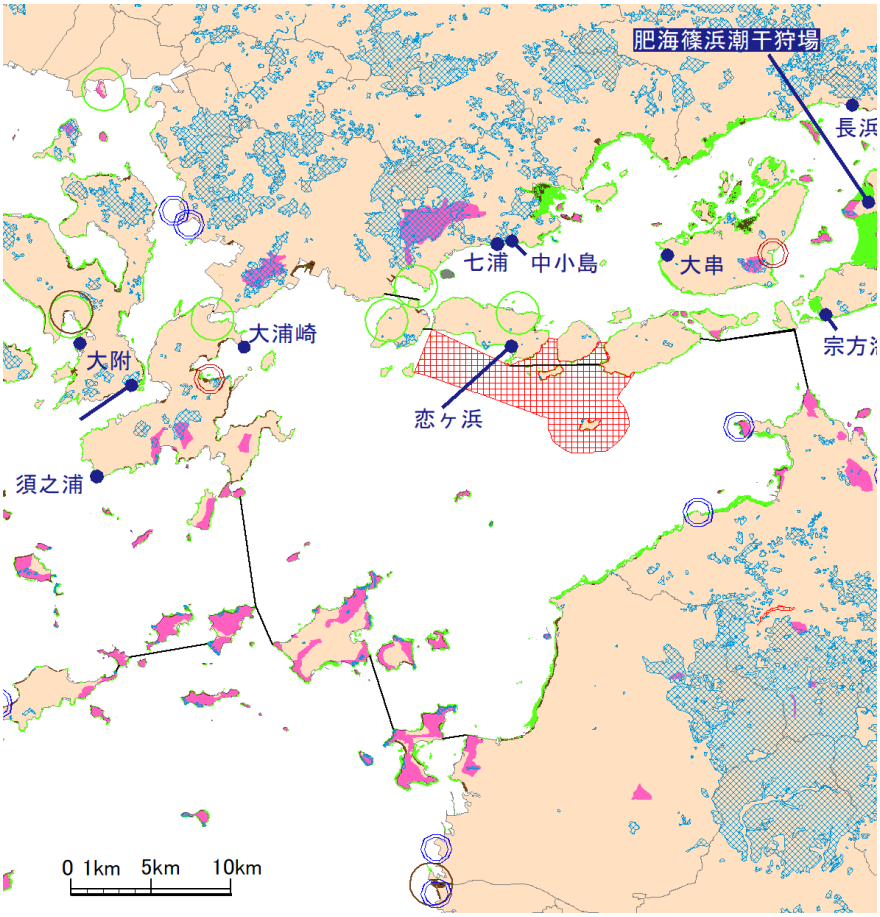

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(7) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(安芸灘)

広島湾

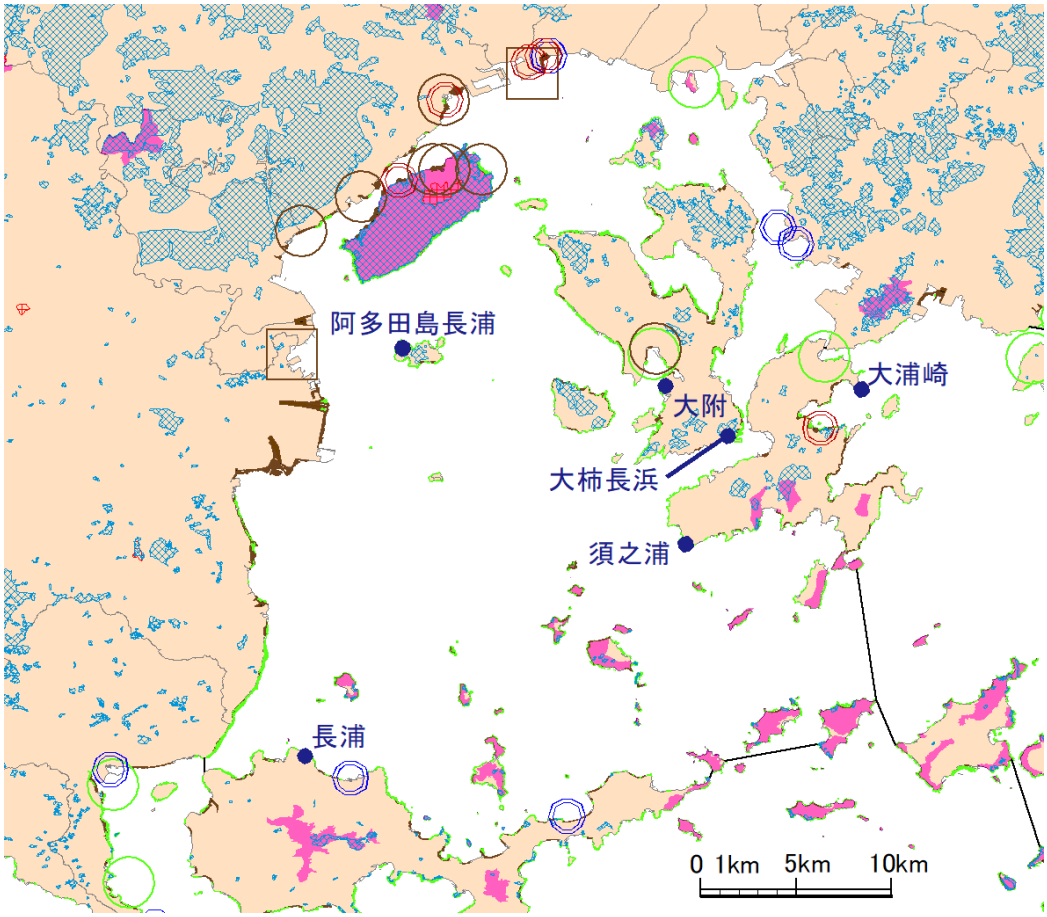

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(8) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(広島湾)

伊予灘

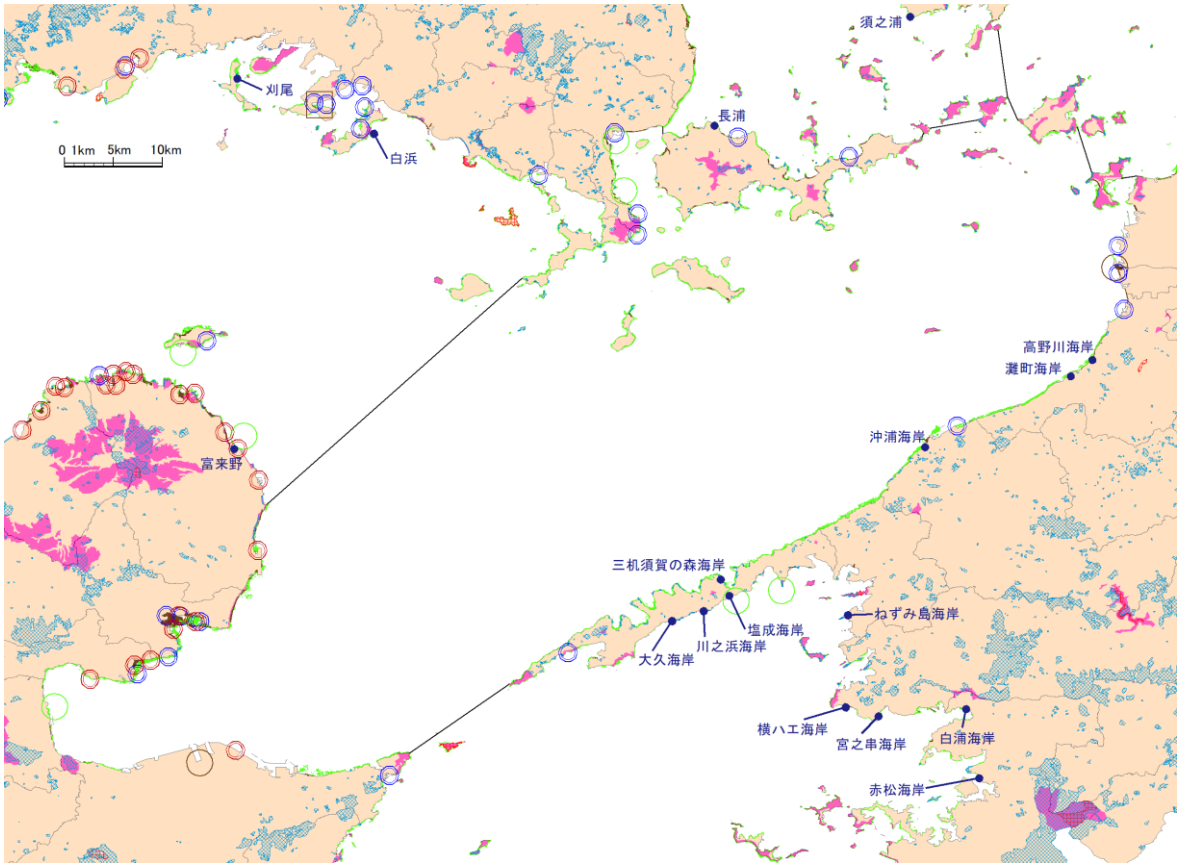

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(9) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(伊予灘)

周防灘

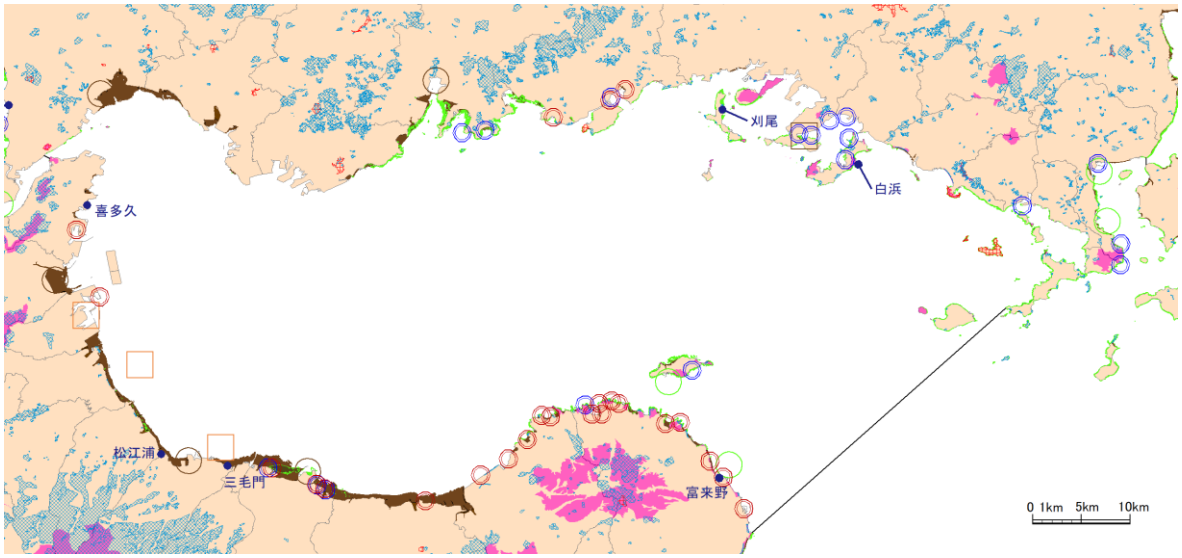

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(10) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(周防灘)

豊後水道

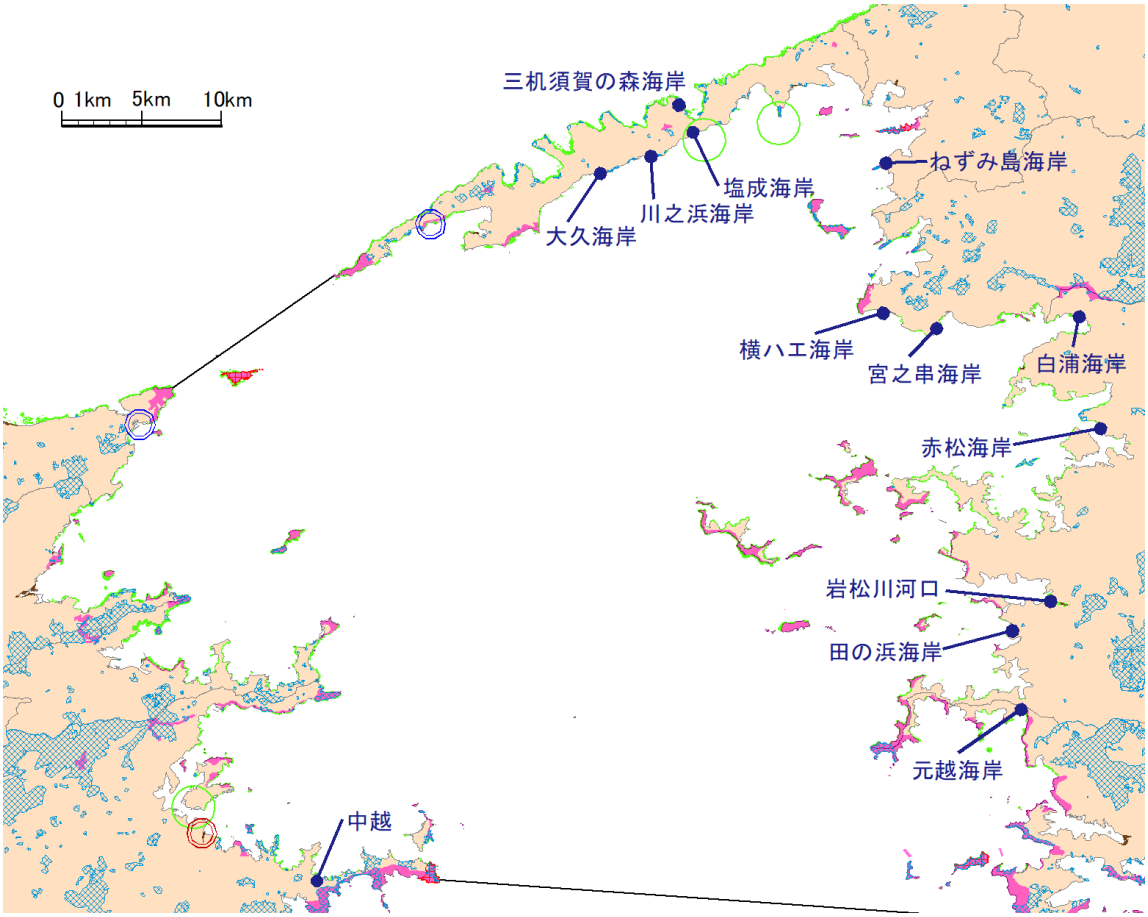

凡例			
	自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園） ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区（特別保護地区）		
	森林地域（保安林）		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業（藻場）
	環境修復事業（干潟）		環境修復事業（覆砂）
	環境修復事業（養浜）		環境修復事業（その他）
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(11) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布（豊後水道）

響灘

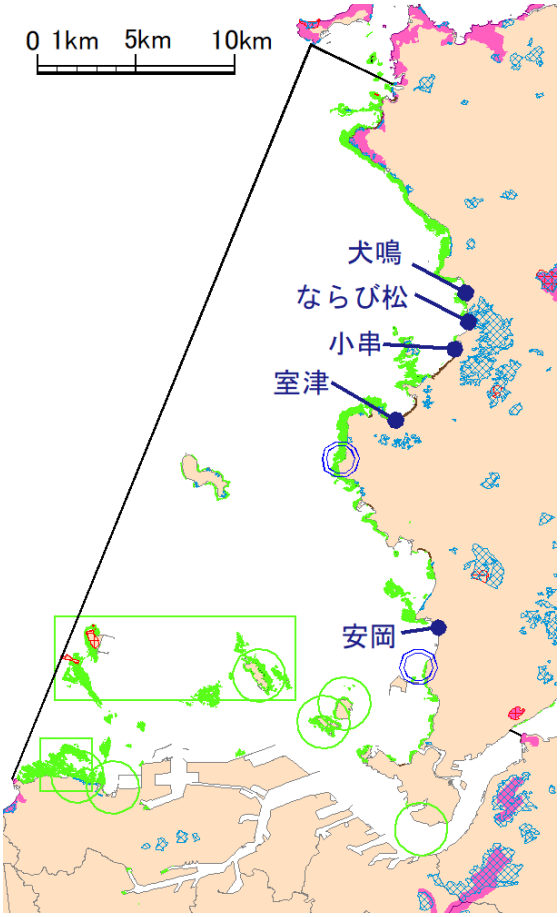

凡例			
	自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) ※ただし、普通地域は除く		
	鳥獣保護区(特別保護地区)		
	森林地域(保安林)		
	自然環境保全地域 ※ただし、瀬戸内海に面した広島県の当木島・釜戸岬及び柏島のみを示している。		
	藻場		
	干潟		
地区名 又は 地区名	自然海浜保全地区		藻場保全取り組み箇所
	干潟保全取り組み箇所		環境修復事業(藻場)
	環境修復事業(干潟)		環境修復事業(覆砂)
	環境修復事業(養浜)		環境修復事業(その他)
	藻場消滅箇所		干潟消滅箇所

図 1(12) 藻場・干潟、保護区及び藻場・干潟の造成箇所の分布(響灘)

自然海浜保全地区制度

参考資料2（別紙）

○　瀬戸内海においては、各種の開発等によって、自然海浜が著しく減少したことから、残された自然海浜を海水浴等のレクリエーションの場等として保全することが重要な課題。

○　瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7に基づき、関係府県は条例により、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、

1. 水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
2. 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

に該当する区域について「自然海浜保全地区」として指定できることとされている。

○　自然海浜保全地区内において、工作物の新築等の行為をしようとする者は関係府県に届出が必要。

○　これまでに、9府県で合計91地区が指定されている。

○　平成5年11月の香川県の吉野崎が自然海浜保全地区に指定されて以降、新規指定はされていない。

＜自然海浜保全地区の指定状況＞

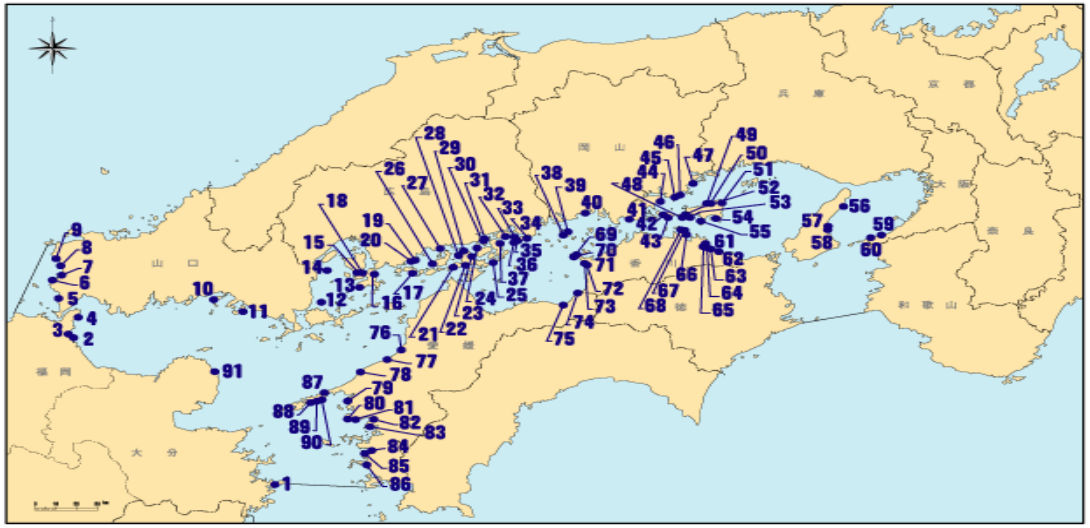

府県名 / 事項	大　阪	兵　庫	和歌山	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	福　岡	大　分
条　例　名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例
公　　布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施　　行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
指定地区数	2	3	－	8	19	8	－	23	23	3	2

注）平成29年12月末現在

自然海浜保全地区の指定状況及び自然海浜保全地区内における行為の届出等の状況

府県名 事項	大　阪	兵　庫	和歌山	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	福　岡	大　分
条　例　名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例
公　　布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施　　行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
指定年月日及び地区名	昭和58年11月21日 ・長松 ・小島	昭和56年3月24日 ・安乎 ・厚浜 昭和58年3月4日 ・久留麻	地区指定なし	昭和57年3月26日 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・鉾島 昭和58年3月22日 ・沙美東 ・前泊 昭和59年3月27日 ・唐琴の浦	昭和55年8月1日 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 昭和56年3月31日 ・干汐 ・大串 昭和56年9月22日 ・長浜 ・横山 昭和57年3月31日 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 昭和58年3月31日 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ 昭和59年3月31日 ・柄鎌瀬戸 昭和62年3月31日 ・恋が浜 平成2年3月31日 ・大浦崎 平成3年3月31日 ・須之浦	昭和58年3月15日 ・長浦 ・白浜 ・安岡 昭和58年7月5日 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 昭和60年3月29日 ・刈尾	地区指定なし	昭和57年1月21日 ・小浦 ・鎌野 ・高尻 昭和57年10月1日 ・竹居 昭和58年3月29日 ・大浜 ・鴨越 昭和59年3月30日 ・小浜 ・古江 ・遠手浜 昭和59年11月13日 ・小部 ・鹿島 ・甲崎東 昭和60年5月28日 ・田井 ・千軒 昭和61年3月28日 ・仁老浜 昭和61年10月31日 ・松尾 平成元年3月31日 ・青木 平成2年3月20日 ・名部戸 平成2年11月6日 ・尾子 ・柚ヶ浜 平成4年3月27日 ・羽立 平成4年12月4日 ・室浜 平成5年11月24日 ・吉野崎	昭和56年4月14日 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机須賀の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 昭和57年6月8日 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海篠浜潮干狩場 ・高野川海岸 ・横ハエ海岸 ・田の浜海岸 昭和58年4月26日 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川河口 ・元越海岸 昭和59年8月7日 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	昭和57年3月6日 ・喜多久 ・三毛門 昭和62年12月24日 ・松江浦	昭和57年8月3日 ・富来浦 ・中越
指定地区数	2	3	－	8	19	8	－	23	23	3	2
行為の届出数及び行為の種類	0	0	－	0	0	0	－	0	0	0	0
勧告・助言の件数	0	0	－	0	0	0	－	0	0	0	0

注）令和元年12月末現在（ただし、「行為の届出数及び行為の種類」及び「勧告・助言の件数」は平成31年1月から令和元年12月末までを集計）